

## 第2 行政評価・監視の結果

### 1 家畜伝染病対策の概要等

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 家畜の伝染性疾病</p> <p>家畜の伝染性疾病は、ウイルス、細菌、寄生虫等の病原体によって家畜や野生動物等から家畜に感染する疾病であり、疾病によっては畜産業に大きな被害を及ぼすものもある。</p> <p>我が国では、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的として、家畜伝染病予防法（昭和26年法律166号）が制定されている。</p> <p>家畜伝染病予防法においては、家畜の伝染性疾病のうち、その発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものとして「家畜伝染病」（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、炭疽、ヨーネ病等28疾病）を、また、家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、その被害を防止することが必要なものとして「届出伝染病」（豚流行性下痢等71疾病）を、それぞれ畜種ごとに指定しており、両者を合わせて「監視伝染病」と総称している。また、家畜伝染病のうち伝播力が特に強い8疾病（牛痘、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）については、特に、総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法第3条の2第1項の規定に基づき、農林水産大臣が発生の予防、発生時の初動防疫等の具体的かつ技術的な指針（特定家畜伝染病防疫指針。以下「防疫指針」という。）を定めている（ただし、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは合わせて1つの防疫指針となっている。）。</p>	表 1-(1)-①
<p>(2) 主な家畜伝染病等の発生状況</p> <p>ア 我が国における発生状況</p> <p>近年、伝播力が強い家畜の伝染性疾病（以下「家畜伝染病等」という。）が我が国で発生し、以下のとおり、大きな被害をもたらしている。</p> <p>① 明治41年以降発生していなかった口蹄疫が、平成12年に宮崎県で発生した。その10年後の平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫は、家畜伝染病等としては我が国で過去最大の被害（牛豚約30万頭を殺処分、経済被害約2,350億円）をもたらした。</p> <p>② 平成16年に山口県で高病原性鳥インフルエンザが79年ぶりに発生した。続く平成22年11月から23年3月にかけての宮崎県等9県における発生では、鶏約183万羽を殺処分するまで被害が拡大した。その後、平成26年4月から27年1月にかけて、熊本県、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県で断続的に発生し、合わせて鶏約46万羽余りが殺処分された。</p> <p>このほか、届出伝染病の1つである豚流行性下痢（PED）が、平成25年10月から39都道県で発生し、大きな被害をもたらした。</p>	表 1-(2)-①

## イ 諸外国における発生状況

一方、中国、台湾、韓国、アフリカ、ヨーロッパ（ロシアを含む）など諸外国においても、例えば、以下のとおり、家畜伝染病が続発しており、我が国への伝播が懸念されている。

- ① 中国では、平成25年1月以降、口蹄疫が牛で30件、豚で14件発生し（平成27年5月12日現在）、26年1月以降、高病原性鳥インフルエンザが40件発生している（平成27年4月5日現在）。
- ② 台湾では、平成27年1月以降、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが909件発生し、がちょう等約466万羽が殺処分されている（平成27年5月6日現在）。
- ③ 韓国では、平成26年7月以降、口蹄疫が牛で5件、豚で183件発生している（平成27年4月29日現在）。また、平成26年1月以降、高病原性鳥インフルエンザが369件発生し、26年9月以降、あひる等約504万1千羽が殺処分されている（平成27年6月1日現在）。
- ④ アフリカ27か国及びヨーロッパ11か国において、平成17年以降、アフリカ豚コレラが発生している。このうち、ロシアでの発生件数が多く、平成19年以降、豚、いのししで463件発生している（平成27年5月25日現在）。

表 1-(2)-②

## (3) 家畜伝染病対策の概要

### ア 実施主体

家畜伝染病対策を行う主な実施主体は、国、都道府県、市町村及び家畜の所有者である。このうち、都道府県は、家畜伝染病対策の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、家畜の所有者への指導や家畜伝染病発生時に緊急の必要がある場合の患畜等の殺処分、埋却等を行うなどの具体的な家畜防疫を実施する。国は、家畜伝染病対策に関する方針（防疫指針等）の策定等を行うとともに、動物検疫所を設置し、輸出入検疫の実施、携帯品の検査・消毒の実施、入国者に対する質問などの水際対策を行う。市町村は、都道府県が行う家畜防疫に関する措置に協力する。家畜の所有者は、農場（家畜を飼養する農場。以下同じ。）における飼養衛生管理の徹底、患畜等を発見した場合の都道府県への通報等を行う。

家畜防疫に関する事務は、その技術的特殊性から一定の専門的知識及び技術が要求される。このため、家畜伝染病予防法第53条の規定により、農林水産省に家畜防疫官を、都道府県に家畜防疫員を置くこととされ、これらの者は原則として獣医師の中から任命することとされている。家畜防疫官は、主に動物検疫所において国の水際対策の業務を担い、家畜防疫員は、主に家畜保健衛生所において家畜の所有者への指導や家畜伝染病発生時に緊急の必要がある場合の患畜等の殺処分、埋却等の都道府県の業務を担う。

<p><b>イ 家畜伝染病対策の主な内容</b></p> <p>家畜伝染病予防法に基づく主な対策内容は、発生の予防とまん延の防止に大きく区分される。</p> <p>① 発生の予防</p> <p>発生の予防としては、農林水産大臣による防疫指針の作成、動物検疫所による水際対策、都道府県による家畜の所有者への指導、農場における飼養衛生管理の徹底、患畜等の早期の発見・通報等を行うこととされている。</p> <p>特に、農場における飼養衛生管理の徹底については、農林水産大臣が家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基準である「飼養衛生管理基準」を定め、その遵守を家畜の所有者に対し義務付けている（家畜伝染病予防法第12条の3）。</p> <p>② まん延の防止</p> <p>まん延の防止としては、国による初動対応等を定めた防疫方針の決定・見直しや人的支援（専門家、緊急支援チームの派遣等）、財政支援、都道府県又は家畜の所有者による防疫指針に基づく措置（患畜等の殺処分、発生畜舎等の消毒、埋却等）、市町村による都道府県が行う措置への協力等を行うこととされている。</p> <p><b>(4) 本調査の対象</b></p> <p>本調査は、我が国において飼養頭羽数の多い牛、豚、鶏を対象として、近年、これらの家畜に大きな被害を及ぼした家畜伝染病である口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザを中心に、家畜伝染病等の発生の予防及びまん延の防止の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査した。</p>	<p>表 1-(3)-イ- ①、②</p>
---	---------------------------

表 1-(1)-① 家畜伝染病等の区分

区分	説明	属する疾病名	
監視伝染病	家畜伝染病 農林水産大臣が防疫指針を定める疾病	その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるもの 家畜伝染病のうち、特に、総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、農林水産大臣が防疫指針を定めているもの	口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、炭疽、結核病、ヨーネ病、ブルセラ病、ニューカッスル病等 (28疾病)
	届出伝染病	家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、家畜伝染病との類症鑑別上問題となりやすい疾病や行政機関が早期に疾病の発生を把握し、その被害を防止することが必要な家畜伝染病に準じる重要な伝染性疾病	牛痘、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ (8疾病)
		豚流行性下痢（PED）、牛白血病、オースキー病等 (71疾病)	

(注) 家畜伝染病予防法による分類を、当省が整理した。

表 1-(1)-② 主な家畜伝染病等

疾病名	説明
口蹄疫 【家畜伝染病】	口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）が感染する病気。 感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。 口蹄疫に感染すると、子牛や子豚では死亡することもあるが、成長した家畜では死亡率が数%程度といわれている。しかし、ウイルスの伝播力が非常に強いため、他の家畜へ感染させないようにするための措置が必要である。
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ 【家畜伝染病】	A型インフルエンザウイルスが原因で、鳥が感染する病気。 鳥に感染するA型インフルエンザウイルスを鳥インフルエンザウイルスと呼び、家畜伝染病予防法では、家きん（鶏、七面鳥等）に対する病原性やウイルスの型によって、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥インフルエンザウイルス等に区別される。 家きんが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、その多くが死亡する。一方、家きんが低病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。
アフリカ豚コレラ 【家畜伝染病】	アフリカ豚コレラウイルスが原因で、豚やいのししが感染する病気。 感染すると、発熱や出血性病変等の症状がみられ、高い致死率を特徴としている。 ダニが媒介することや、感染した家畜等との直接的な接触により感染が拡大する。 我が国ではこれまで発生がない。かつては本病が常在しているのはサハラ砂漠以南のアフリカ諸国及びイタリアのサルジニア島のみに限局されていたが、平成19年頃からグルジア、アルメニア、ロシア等のユーラシア大陸の国々

	でも発生が確認されている。
豚流行性下痢 (P E D) 【届出伝染病】	豚流行性下痢ウイルスが原因で、豚といのししが感染する病気。感染すると、主な症状として水様性下痢がみられる。体力のない10日齢以下の仔豚では高率で死亡する場合があるが、成長した豚は、発症しても回復し、また、感染しても発症しない場合もある。

(注) 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

表 1-(2)-① 国内における近年の家畜伝染病等の発生状況

① 口蹄疫

発生年月	発生都道府県	殺処分家畜数	備考
平成12年3月	宮崎県宮崎市	肉用牛10頭	92年ぶりの発生
12年4月	宮崎県高岡町	肉用牛25頭	
12年5月	北海道本別町	肉用牛705頭	
22年4月～7月	宮崎県川南町等	牛、豚等約30万頭	我が国最大の家畜伝染病被害（経済被害約2,350億円）

② 高病原性鳥インフルエンザ

発生年月	発生都道府県	被害家畜数	備考
平成16年1月	山口県阿東町	採卵鶏 約3万5千羽	79年ぶりの発生
16年2月	大分県九重町	チャボ13羽、あひる1羽	
16年2月	京都府丹波町	採卵鶏 約22万5千羽	
16年3月	京都府丹波町	肉用鶏 約1万5千羽	
19年1月	宮崎県清武町	肉用種鶏 約1万2千羽	
19年1月	宮崎県日向市	肉用鶏 約5万羽	
19年1月	岡山県高梁市	採卵鶏 約1万2千羽	
19年2月	宮崎県新富町	採卵鶏 約9万3千羽	
22年11月～23年3月	宮崎県、三重県等9県	採卵鶏等 約183万羽	
26年4月	熊本県多良木町、相良村	肉用鶏 約11万2千羽	
26年12月	宮崎県延岡市	肉用種鶏 約4千羽	
26年12月	宮崎県宮崎市	肉用鶏 約4万2千羽	
26年12月	山口県長門市	肉用種鶏 約3万3千羽	
27年1月	岡山県笠岡市	採卵鶏 約20万羽	
27年1月	佐賀県有田町	肉用鶏 約7万3千羽	

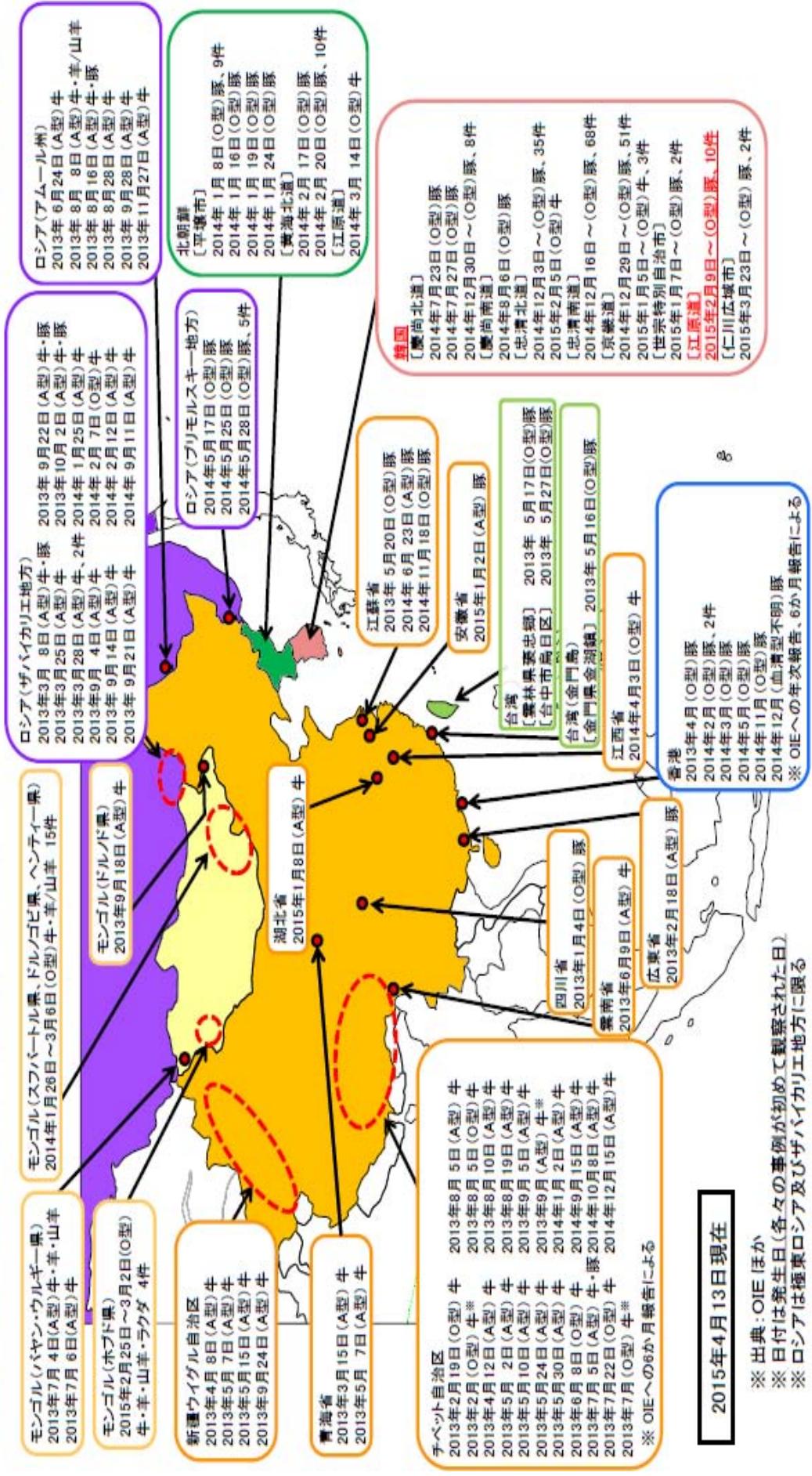
③ 豚流行性下痢 (P E D)

発生年月	発生都道府県	被害家畜数
平成25年10月～26年8月	38道県	豚 約128万9千頭
26年9月～27年4月	27都道県	豚 約23万7千頭

(注) 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

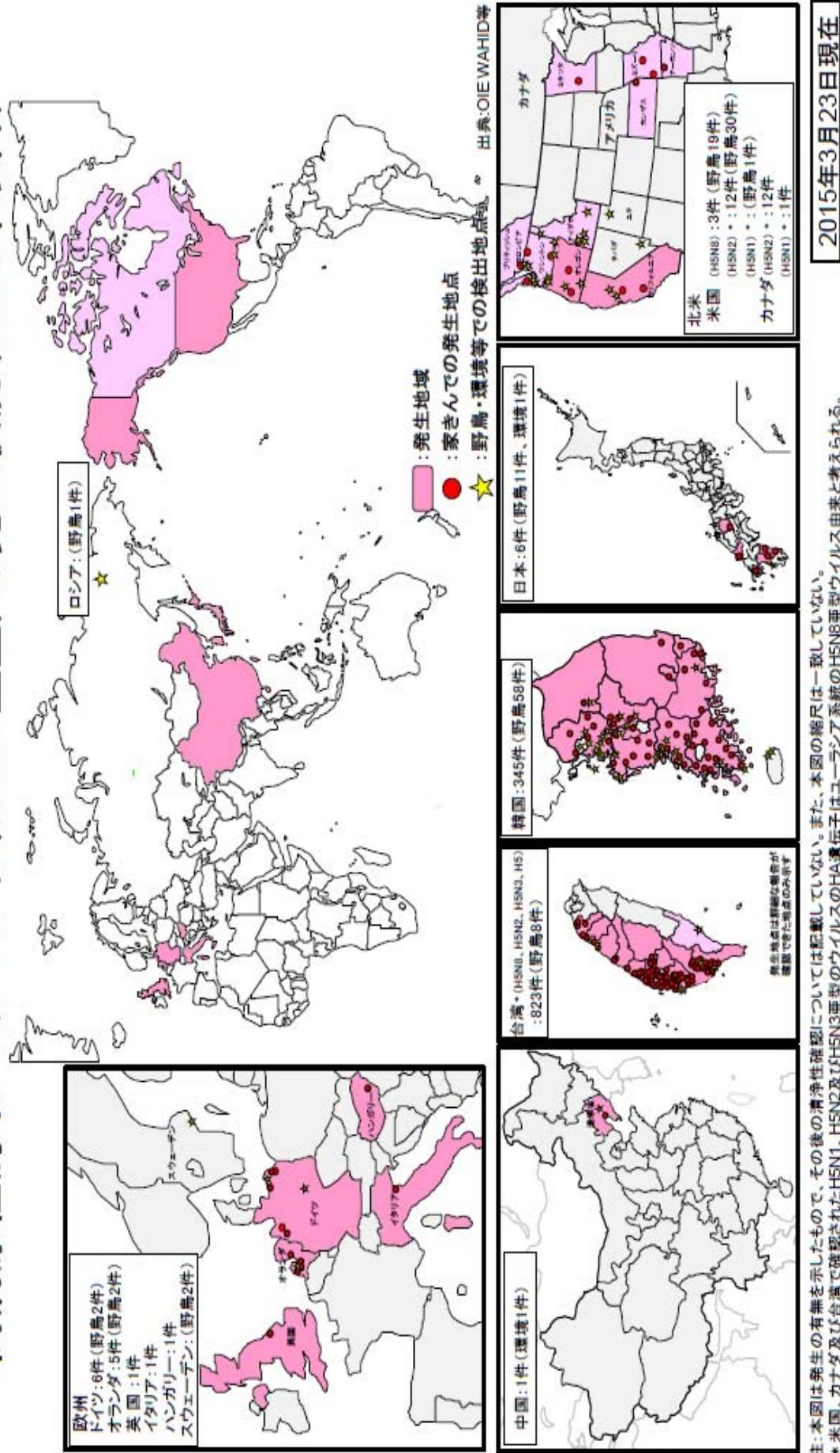
表1-(2)-② 国外における近年の家畜伝染病の発生状況

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2013年1月以降の発生）



(注) 農林水産省の資料による。

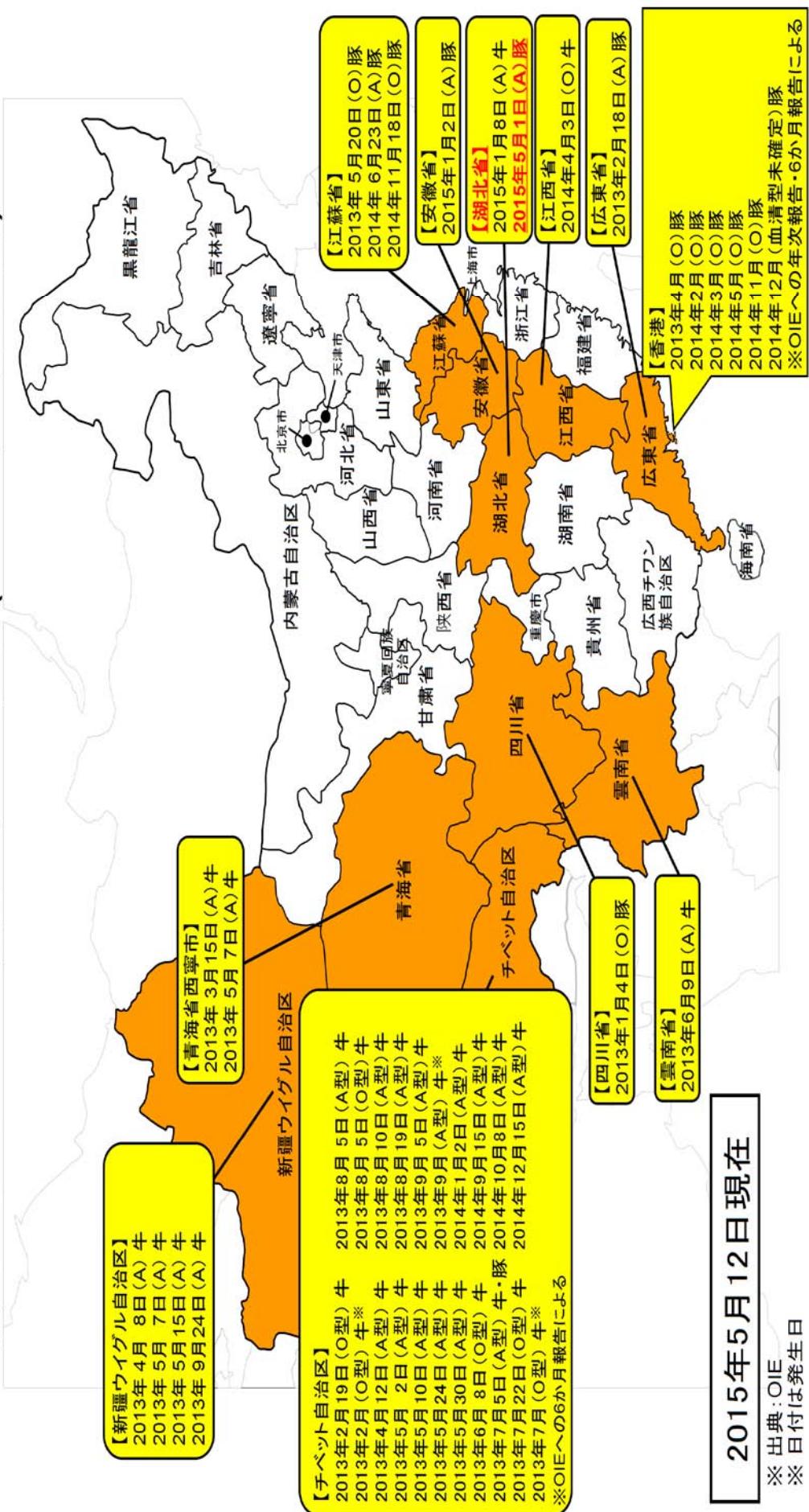
# 高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)の発生状況(2014年以降)



(注) 農林水産省の資料による。

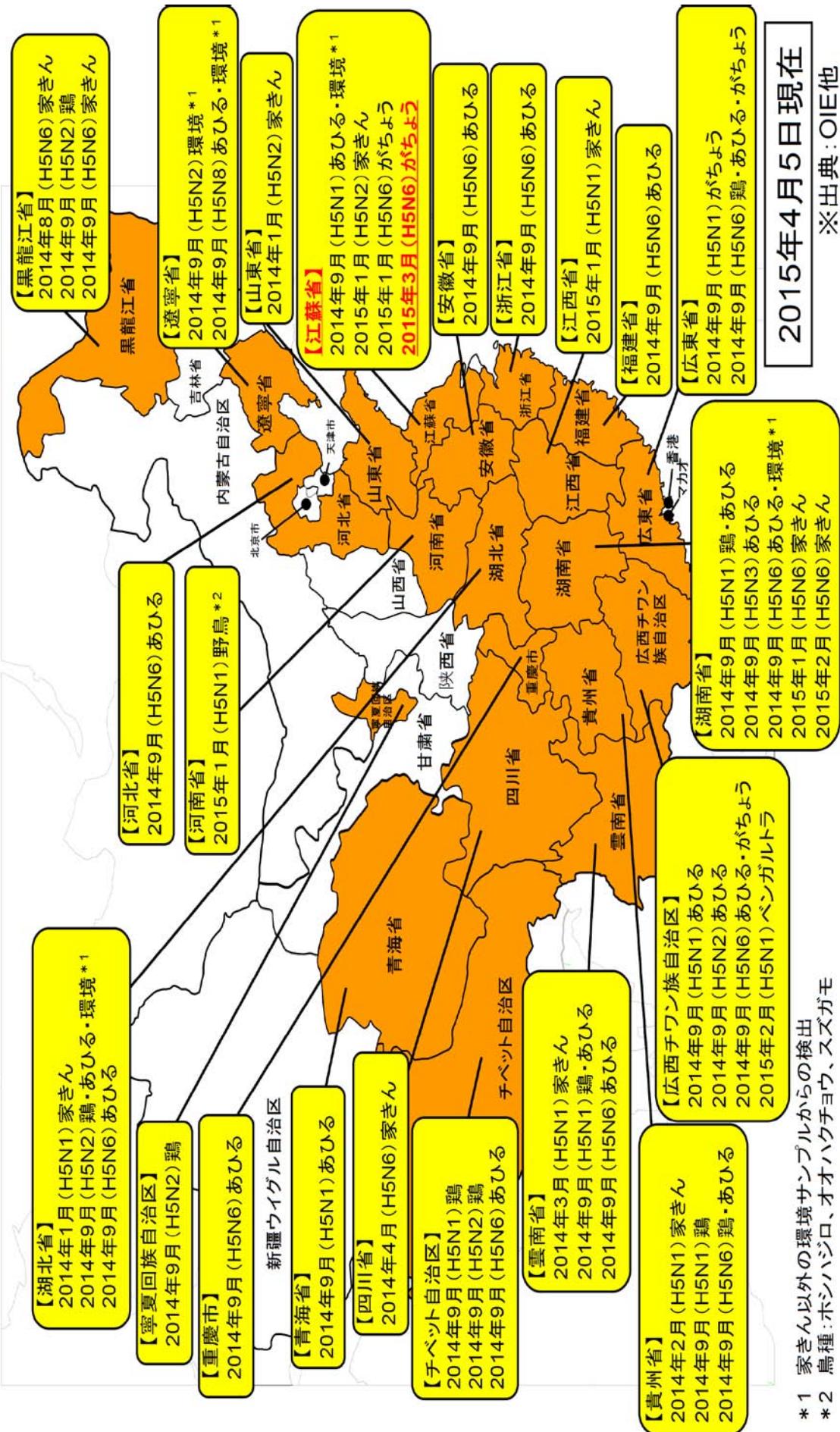
2015年3月23日現在

# 中国における口蹄疫の発生状況(2013年1月以降)



(注) 農林水産省の資料による。

# 中国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2014年1月～)



(注) 農林水産省の資料による。

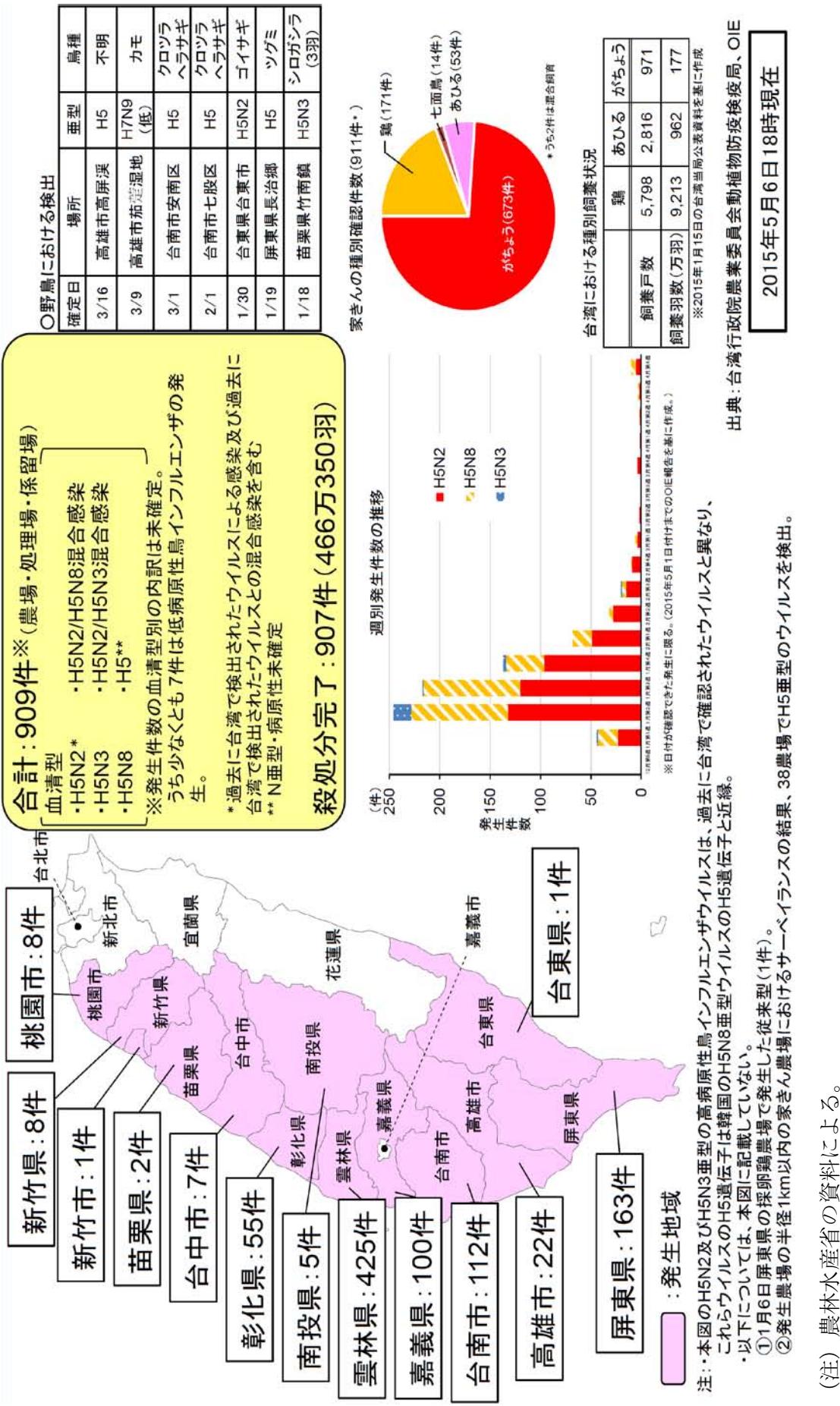
\*出典:OIE他

2015年4月5日現在

\*1 家きん以外の環境サンプルからの検出  
\*2 鳥種:ホシハジロ、オオハクチョウ、スズガモ

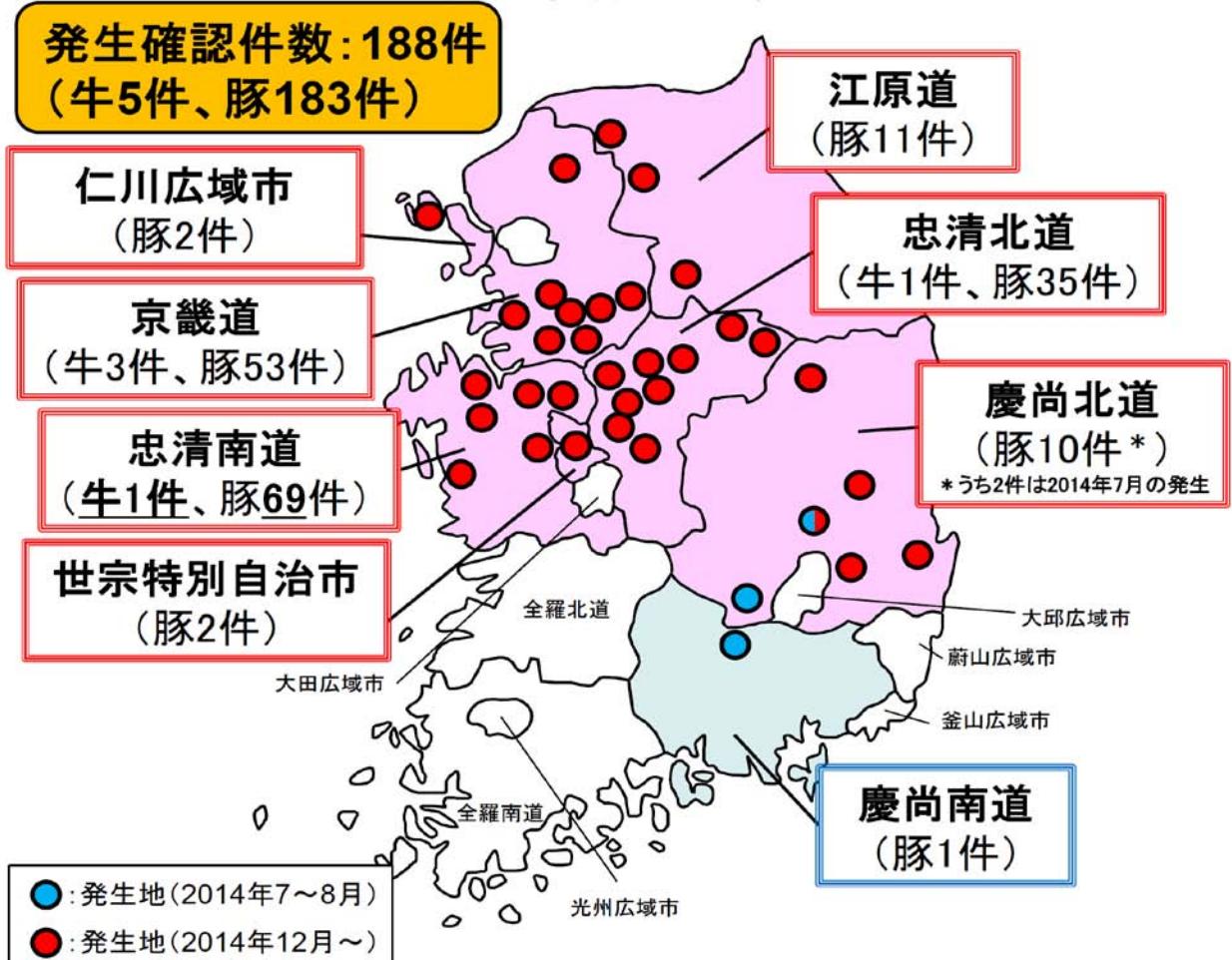
# 台湾における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

(2015年1月～)



2015年4月29日現在

## 韓国における口蹄疫の発生状況 (2014年7月23日～、O型)



・2014年7月23日に慶尚北道で3年3か月ぶりに再発し、同年8月までに慶尚北道及び慶尚南道で3件(豚3件)の発生が確認(O型)。(同年9月4日、全ての移動制限を解除。)

・2014年12月3日以降、忠清北道、忠清南道、京畿道、慶尚北道、世宗特別自治市、江原道及び仁川広域市で185件(牛5件、豚180件)の発生が確認(O型)。

・韓国では2010年12月以降、牛・豚・山羊・鹿に対して3価混合ワクチン(Asia1型・A型・O型)を接種

・韓国当局は、農林畜産食品部及び検疫本部に口蹄疫防疫対策本部及び口蹄疫防疫対策状況室を設置し、家畜疾病危機管理標準マニュアル、口蹄疫緊急行動指針(SOP)に基づく措置等を実施。

〔発生農場: 抗原検出家畜及び臨床所見を示す家畜(状況に応じてこれら家畜の同居群)の殺処分・埋却、畜舎内外の消毒、家畜・車両等の移動制限措置等〕

〔発生・隣接地域: 追加ワクチン接種、血清モニタリング検査及び臨床観察の強化等〕

〔全国: ワクチン接種の徹底、畜舎内外・車両等の消毒徹底、畜産農家の集会の自粛等〕

・12月17日、韓国政府は危機段階を、「注意」から「警戒」に格上げ。

### 【これまでの経緯】

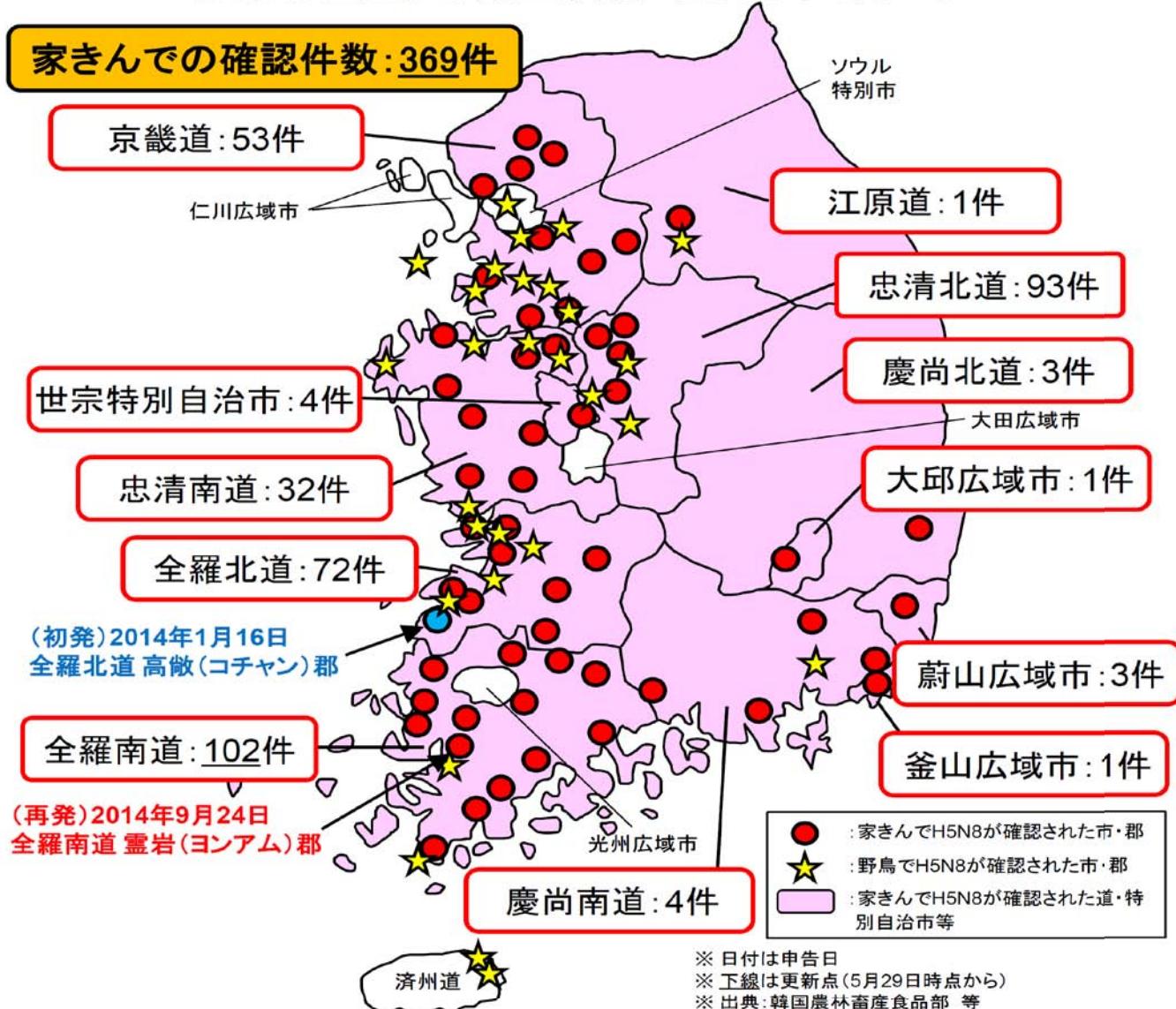
・2010年11月～2011年4月に発生した口蹄疫は、全8道のうち2道(全羅北道、全羅南道)と済州島を除き、韓国全土にまん延(O型、牛・豚)。

・韓国は2014年5月のOIE総会で口蹄疫ワクチン接種清浄国に認定。

(注) 農林水産省の資料による。

2015年6月1日現在

## 韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型)の発生状況 (2014年1月～)



### 【家きんでの発生・対応状況】

#### 1 発生状況(6月1日時点)

- 韓国当局の公表している発生件数: 38件
- 他に、発生農場周囲・疫学関連農場等331件でH5N8亜型鳥インフルエンザが確認。

#### 2 殺処分(6月1日時点)

- 1,900万2千羽(777農家)
  - 2014年9月3日まで: 1,396万1千羽(548農家)
  - 2014年9月24日以降: 504万1千羽(229農家)
- 発生農場、疫学関連農場、各発生農場周囲の農場(500m又は3km内を対象)

#### 3 その他

- 9月4日、全ての移動制限が解除されたが、9月24日、2か月ぶりに再発
- 9月以降、157件の確認(6月1日時点)



### 【野鳥での検出・対応状況】

#### 1 野鳥検査(6月1日時点)

- 陽性: 58件(トモエガモ10件、マガモ9件、カルガモ5件、ヒシクイ5件、コガモ4件、マガン2件、オオハクチョウ1件、ダイサギ1件、カツツブリ1件、オオバン1件、アオサギ1件、オカヨシガモ1件、ヒドリガモ1件、糞便等16件)

#### 2 対応

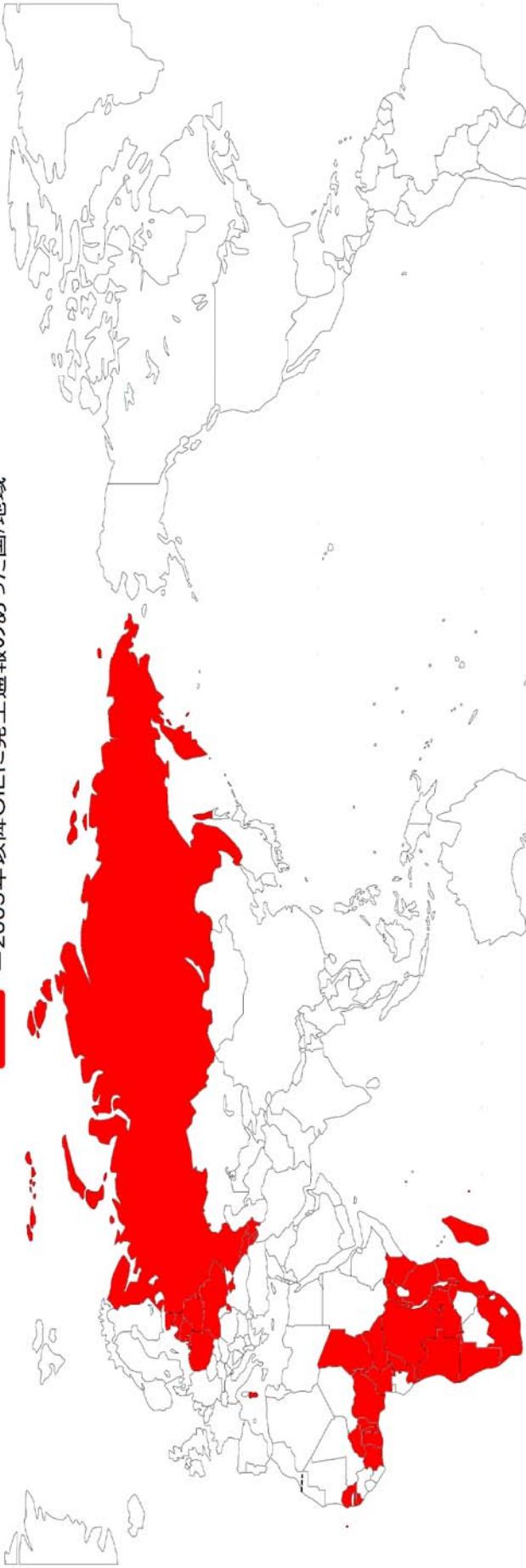
- 野鳥の検出地点から10km内の家きん農場の移動制限措置、30km内の家きん農場の臨床調査、周辺道路・家きん農場の消毒

(注) 農林水産省の資料による。

# アフリカ豚コレラの発生状況

2014年9月8日現在

=2005年以降OIEに発生通報のあった国/地域



## ～アフリカ(27カ国)～

アンゴラ	チャド	マダガスカル	セネガル
ベナン	コンゴ民主共和国	マラウイ	南アフリカ
ブルキナファソ	コンゴ共和国	モーリシャス	タンザニア
ブルンジ	コートジボワール	モザンビーク	トーゴ
カ梅ルーン	ガーナ	ナミビア	ウガンダ
カーボベルデ	ギニアビサウ	ナイジェリア	サンビア
中央アフリカ	ケニア	ルワンダ	ケニア

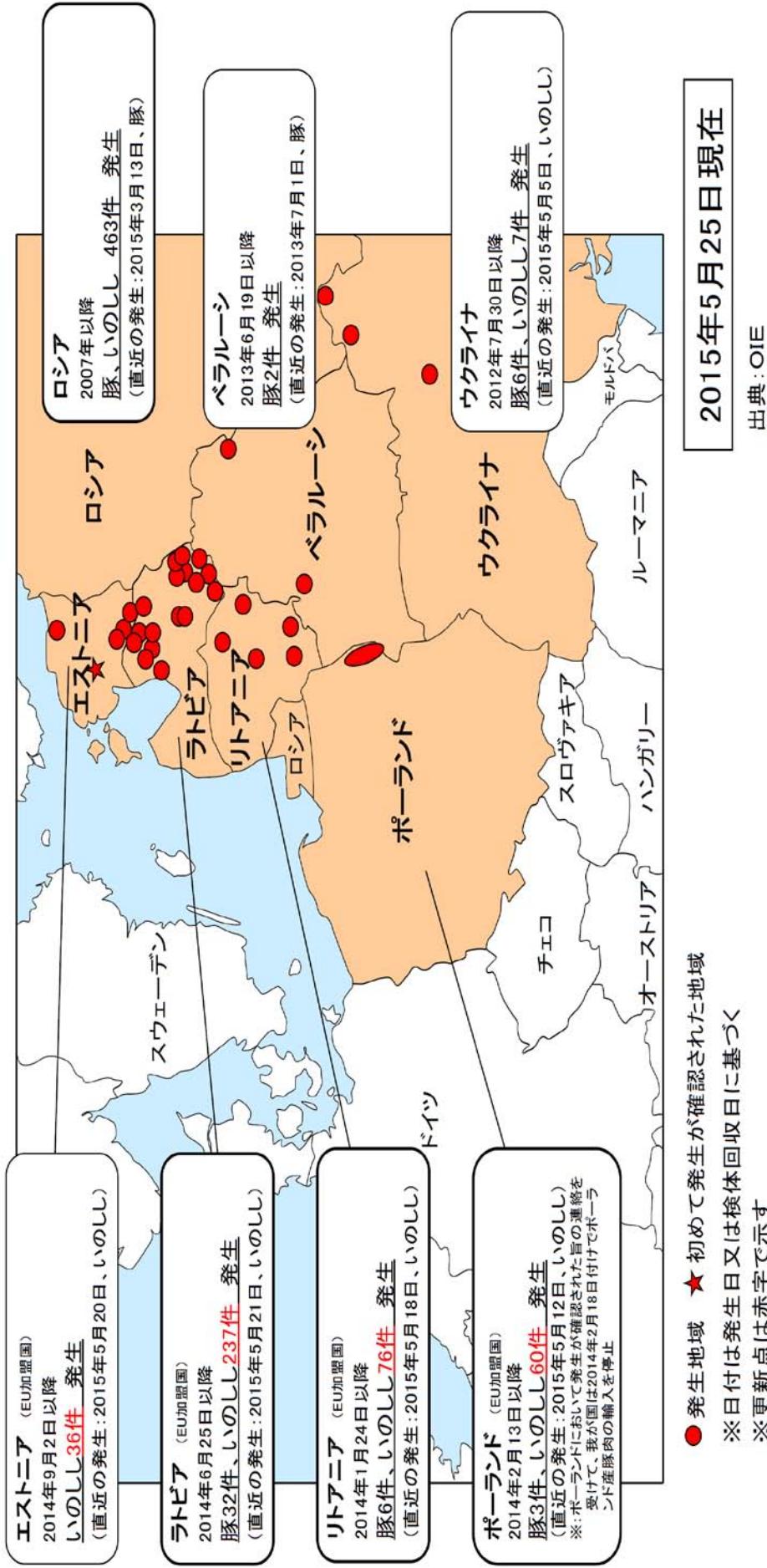
## ～ヨーロッパ(11カ国)～

リトアニア	アルメニア	アゼルバイジャン
ポーランド	グルジア	イタリア(サルジニア島に限る)※3
ラトビア	ロシア	ウクライナ
エストニア	ベルarus	

※1 出典・OIE等  
※2 日本においては、これまで本病は確認されていない。  
※3 我が国は、イタリアについて(は、サルジニア島のみ非清浄地域に指定。  
※4 更新点:エストニアの追加

(注) 農林水産省の資料による。

## 欧洲・ロシア等におけるアフリカ豚コレラの発生状況

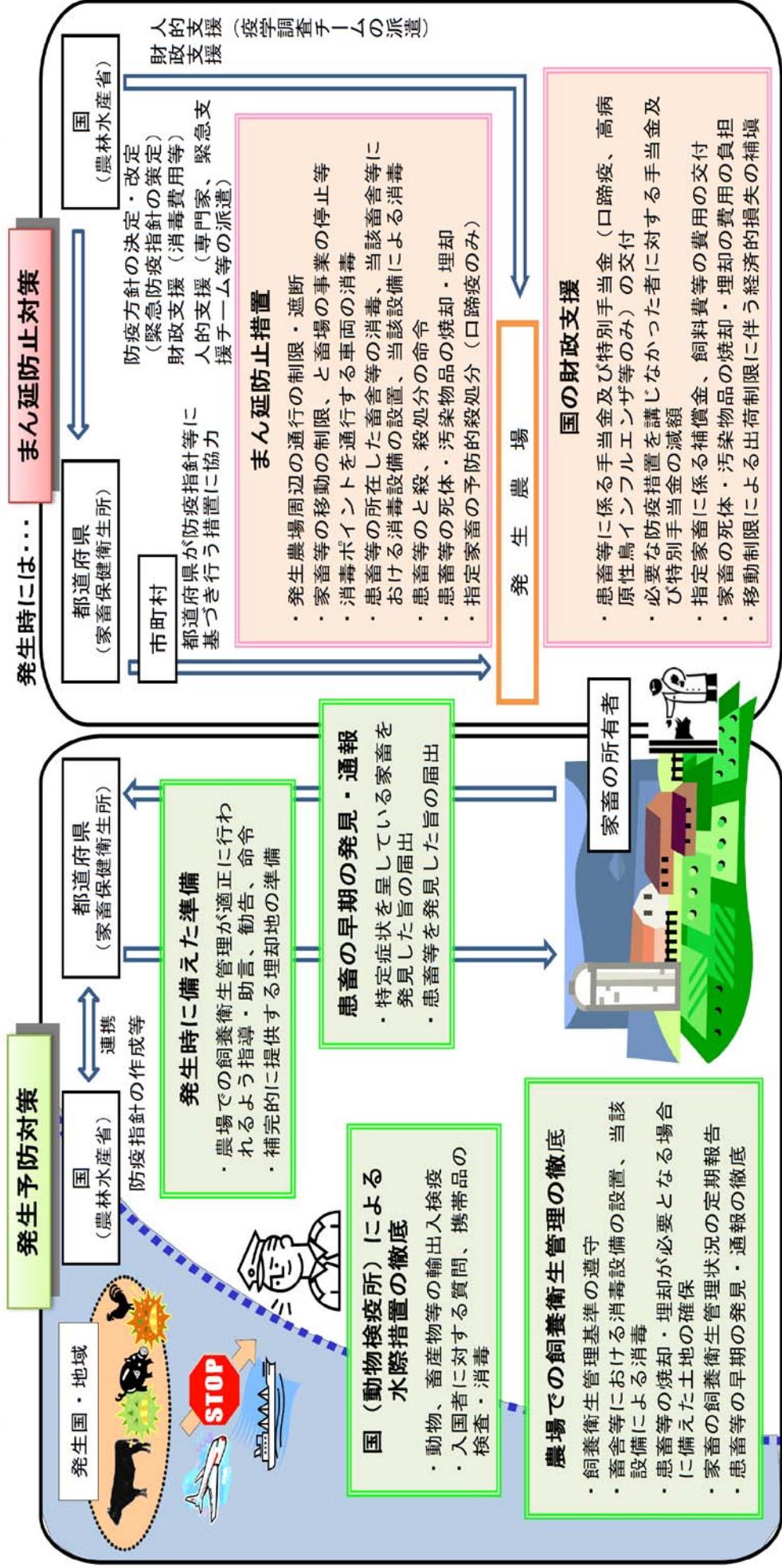


(注) 農林水産省の資料による。

表 1-(3)-イ-① 家畜伝染病対策の概要

## 家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



(注) 農林水産省の資料による。

表 1-(3)-イ-② 家畜伝染病予防法の改正の概要

## 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント

- 平成22年度の宮崎県における口蹄疫や日本各地における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、予防的殺処分、消毒ポイントを通行する車両等の消毒義務、財政支援の強化等については平成23年7月1日から、入出国者に対する質問等、消毒設備の設置義務、飼養衛生管理基準の報告義務、一定症状の届出義務、病原体所持規制等については平成23年10月1日から、それぞれ施行。

### 発生の予防

- 家畜防疫官に、入出国者に対する質問、入出国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- 平時ににおける家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

### 迅速・的確な初動対応

- 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

### 財政支援の強化

- 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- 必要なまん延防止措置を講じなかつた者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

### 早期の発見・通報

- 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

### その他

- 家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

(注) 農林水産省の資料による。